

国民健康保険

保険税率の改定について

本年度の保険税率が、6月開

催の鬼北町議会定例会で、次のとおり決定しました。

税率改定にあたっては、一般会計からの繰入金の増額や基金の取り崩し等、極力税率の引き上げをしないよう検討しましたが、収入不足が予想されるため、

後期高齢者支援金分は引き下げを行っているものの、医療分の引き上げにより差引負担額が増額となります。

景気低迷の中、各被保険者におかれましては、負担が増えて誠に申し訳ありませんが、制度の趣旨をご理解の上、納付いただきますようお願いします。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

では、7月中旬に送付している「平成21年度国民健康保険税納税通知書」に同封（平成21年度国民健康保険税税率の改定について（お知らせ））していますので、まだお読みでない方はそちらをご確認ください。

問い合わせ先

税務課課税管理係
(内線222・223)

- ③過去一年間に入院日数が90日を超える場合は入院時の領収書
- ②被保険者証
- ④申請場所

役場町民課保険年金係または日吉支所総務係

町民課保険年金係
(内線215・216)

被保険者証の更新について

(1)今お使いの国民健康保険被保

険者証は、有効期限が平成21年7月31日までです。平成21

年8月1日以降は使用できな

くなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証は、7月末までに各世帯へ郵送で送付いたします。7月末までに届いていない場合はご連絡ください。

(2)新しい被保険者証は、一般被保険者証が『薄紫色』、退職

保険者証が『灰色』です。

現在、申請のあつた方に交付している「国民健康保険限度額適用認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成21年7月31日までとなっています。

引き続き交付を希望される場合は、再度申請が必要となりますので、次とおり手続きを行ってください。

持参品
印鑑

(3)修学や施設等入所のため、町民課保険年金係まで被保険者証をお持ちください。

①医療分【改正】

| 区分 | 所得割(%) | 資産割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 改正後A | 7.4 | 32.0 | 17,700 | 21,400 |
| 改正前B | 6.5 | 29.0 | 16,500 | 20,000 |
| 増減(A-B) | 0.9 | 3.0 | 1,200 | 1,400 |

※賦課限度額：47万円

②後期高齢者支援金分【改正】

| 区分 | 所得割(%) | 資産割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 改正後A | 2.0 | 16.0 | 6,700 | 4,500 |
| 改正前B | 2.5 | 16.0 | 7,600 | 5,500 |
| 増減(A-B) | △0.5 | 0.0 | △900 | △1,000 |

※賦課限度額：12万円

③介護納付費分

【据え置き（ただし、最高限度額は引き上げ）】

| 区分 | 所得割(%) | 資産割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 改正後A | 1.9 | 8.6 | 7,600 | 4,300 |
| 改正前B | 1.9 | 8.6 | 7,600 | 4,300 |
| 増減(A-B) | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 |

※賦課限度額：10万円【引き上げ】

※40歳～65歳未満の方が対象となります。

(3)

修学や施設等入所のため、町

持参品

者証をお持ちください。

(2)

被保険者証が『薄紫色』、退職

保険者証が『灰色』です。

(1)

お手元に届きましたら記載内

容をご確認いただき、誤りが

ある場合は、お手数ですが、

お手数ですが、

誤りが

ある場合は、お手数ですが、

誤りが

ある場合は、お手数ですが、